

鳥取縣公報

昭和十八年八月三日
第千四百五十六號

火曜 日

目次

- 告示
 - 瓦販賣價格認可……………一頁
 - 入浴料認可……………四頁
 - 公有水面埋立竣功期限伸長許可……………五頁
- 彙報
 - 知事、五十萬縣民に訓令……………六頁
 - 八月の大詔奉戴日實施方策……………七頁
 - 八月の常會徹底事項……………七頁
 - 稲の害虫防除と晚期追肥……………八頁
 - 雜穀を増産して食糧確保へ……………九頁
 - 其の他……………九頁

告示

◆鳥取縣告示第四百六號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通本縣産瓦ノ販賣價格ヲ認可セリ

昭和十八年八月參日

鳥取縣知事 武 島 一 義

- 一 組合ノ名稱及地區
- イ 名 稱 鳥取縣瓦工業組合
- ロ 地 區 鳥取縣一圓
- 二 組合員タル資格
- 地區内ニ於テ瓦ノ製造ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00231

同

四等品ハ 同

二圓五十錢下ゲ

ハ 役瓦ノ二等品、三等品、四等品、五等品ノ價格ハ釉藥瓦無釉藥瓦共各當該等級ノ棧瓦價格ヲ基準トシ算出スルモノトス

四本表價格ハ鳥取縣瓦工業組合ノ定ムル検査ニ合格シタルモノノ價格トシ合格セザルモノハ最下級品價格ノ三割下ゲトス

田本表價格ニハ荷造費ヲ含ムモノトス

(内)鳥取縣瓦工業組合方産地最寄驛貨車乗渡トシテ販賣

スル場合ハ本表價格ニ棧瓦切落一枚ニ付一錢二厘

(棧瓦引掛其他役瓦ニ付テハ本表價格ニ對シ加算シアル割合ニ依ル額)ヲ加算シ得ルモノトス

五 認可ニ附シタル條件

イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアル

ベシ

ロ 認可價格及其ノ實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示ス

ベシ

◆鳥取縣告示第四百七號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ入浴料左ノ通認可シ同條第三項ノ規定ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者モ其ノ構成員ト看做ス

昭和十八年八月參日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 組合ノ名稱及地區

イ 名 稱 鳥取縣浴場組合聯合會

ロ 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ浴場營業ヲ營ム者

三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ認可ヲ爲シタル

額及其ノ實施ノ日

イ 額

入 浴 料

區 分 市部(倉吉町境町ヲ含ム)以外ノ地

00232

大人 十四歳以上

一回六錢

一回五錢

一 竣功伸長期限

昭和十九年六月三十日

中人 八歳以上十三歳迄

同 三

同 三

一 申請者

米 子 市

小人 七歳迄

同 二

同 二

ロ 實施ノ日

昭和十八年八月參日

四 認可ニ附シタル條件

イ 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアル

ベシ

ロ 認可入浴料及其ノ實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示

スベシ

◆鳥取縣告示第四百八號

公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左ノ通許可セリ

昭和十八年八月參日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 埋立ノ場所 米子市祇園町二丁目二十九番ヨリ三

十三番地先海面四反八畝二十步

一 竣功期限 昭和十八年七月十四日

彙報

知事、五十萬縣民に訓令

皇后陛下の御懿旨を體し
戦力増強に挺身奉公せよ

畏くも 皇后陛下に於かせられては、大東亞戦争下の民情特に戦力増強に邁進する婦人の活動及その施設を視察すべく 皇族並に 王公族に御内旨を賜ひ本縣に對しても去る六月十七日・十八日を以て 梨本宮 李鍵公兩妃殿下の御視察を拜したのであるが、今又 陛下には東京都下七生村に行啓、御親ら食糧増産に挺身する農婦の活動状況を臺覽あらせられ、且つ御視察後内務大臣を召させられて勿體なき御言葉を賜ふたのであつて、御仁慈の程まことに恐懼感激に堪えぬ處である。依つて本縣知事は五十萬縣民愈々精勵して御坤徳に應へ奉らしむべく、七月十六日付を以て各課所屬長、各市町村長に對し訓令を發した。その全文は次の如くである。宜しく縣民はその趣旨を体し、各その職

域に挺身し、この重大決戦の爲粉骨碎身、以て有難き御懿旨に添ひ奉らねばならない。

訓令

畏クモ皇族、王公族殿下ニハ 皇后陛下ノ内旨ヲ奉ジ全國諸地方ニ御旅行大東亞戦争下ノ民情特ニ戦力増強に協力奉公スル婦人ノ活動並ニ其ノ施設ヲ御視察遊バサレ本縣ニ於テハ 梨本宮、李鍵公兩妃殿下六月十七日、十八日ノ兩日縣下各所ヲ御視察在ラセラレ縣民等シク感激セル處ナルモ今又畏クモ 皇后陛下御親ラ東京都下七生村ニ行啓戦時下食糧増産ニ挺身スル農婦ノ活動状況ヲ臺覽在ラセラレ御視察後特ニ内務大臣ヲ召サレ農民老少皆克ク其ノ業ニ勵精スルヲ御満足ニ思召サレ更ニ食糧増産ハ時局下極メテ重要ナルヲ以テ全國民舉ゲテ之ニ邁進スル様ニト有難キ御言葉ヲ賜リタル越ニテ民草ノ上ニ洽ク垂レサセ賜フ御仁慈ノ程洵ニ恐懼感激ニ堪ヘズ縣民謹ミテ令旨ヲ奉戴シ官民益々相勵ミ食糧増産ニ邁進シ以テ御坤徳ニ應ヘ奉ラザルベカラズ貴職ト後一層

00234

奮勵ヲ效サル、ト共ニ宜シク管下ニ對シ之ガ趣旨ヲ徹底セシメントラ期セラレベシ (人事課)

心身鍛鍊とヒマの手入れ

八月の大詔奉戴日實施方策

八月の大詔奉戴日は「承諾必謹」の精神を一層徹底すると共に、次の實施方策に依つて之が實踐を期することゝなつた。切に各位の努力を望む次第である。

一、大詔に關する講話

當日午前六時三十分より十五分間「大詔に關する講話」の放送が行はれる

二、實踐事項

(1) 心身の鍛鍊に努めやう

此の日には各家庭や隣組、職域等持場々々で夏の鍛鍊を行ふこと

(2) ヒマの收穫を多くしやう

ヒマを多く穫るには手入れが大切である。此の日には

三、實踐事項に關する放送

七日午後七時三十分より二十分間「大詔奉戴日の實踐事項に關する講話」の放送が行はれる。(地方課)

八月の常會徹底事項

戦争生活と夏季鍛鍊

ヒマの手入れも完全に

一、戦争生活の徹底的な實踐

食糧を國內で賄はねばならぬ！決戦食生活を實踐しよう

(一) 混食の實行

イ、これからは混食用として甘藷、馬鈴薯が米の通帳で配給され、今月は馬鈴薯です。混食で節米に努めること。

ロ、混炊は米一升到馬鈴薯五〇〇匁、水二升の割で多少鹽味を加へるがよい。

00235

□ 郷土食の勵行

地方々々でかつて食べてゐた郷土の食物や、野生のもので食用となるものを活用するやう工夫すること。

③ 玄米食の實行

玄米食がまだ縣下に實行されて居ない向がある様です。家庭では炊き方、食べ方を工夫して實行に努めること。

二、夏季鍛錬の勵行

決戦の夏―暑熱を道場として強く健全な心身をつくらう。この夏は壯丁の皆泳訓練が行はれるから國民皆泳を目ざして附近の海や川、沼などで水練を行ふこと。またラジ体操やその他土地の實情に應じた鍛を行ふこと。

ロ、工場や農村などの勤勞奉仕や空地開墾、蔬菜栽培などで増産勤勞によつて心身を鍛へること。

三、ヒマの手入れ實行

航空決戦に勝たねばならぬ―ヒマを一粒でも多く收穫しよう。

イ、草取りを手まめに行ひ時々まはりを耕して土を軟かくし、乾きすぎぬやう時々水をやること。また下肥かドブ水其の他の肥料を根元から離して施すこと。
ロ、風に倒されぬやう莖のび工合に應じて支柱を樹て若し風に倒されたらすぐ起して支柱で支へること。
(地方課)

稻の害虫防除と晩期追肥

萬全を盡して増産確保へ

◆浮塵子の早期發見と適期驅除

今年浮塵子發生の危険が多分にある。浮塵子には種類が多く、苗代期から本田初期にはツマグロコバイ、イナヅマココバイ、ヒメトビウナカ等の發生が多くて被害があるが、夏から秋にかけて本田の中末期にはセジロウナカ、トビイロウナカが發生し殊にセジロウナカやトビイロウナカは本田の中央部に發生することが多くて發見が困難で發生を認めた時は被害も相當激甚であつて既に防除し時期が

00236

過ぎてゐる場合が多い。これらは蒸し暑い天候の續いた時に發生が多いから常に天候に注意し、時々田の中にはいつて發生の有無を検し、早く發見して大發生に至らぬうちに防除することが肝要である。

防除は注油驅除が最も効果があつて、石油一斗(一罐)

に除蟲菊エキス六のもの一瓶(約五、五勺)を混入し、反當一升の割に水面に滴下して拂ひ落すのである。防除の際注意せねばならぬことは早朝に行ふこと、驅除の前日に新水を灌水して置くこと、驅除終了後は落水して新しい水と取替へることである。尙用水不足で注油驅除が困難な場合は除蟲菊乳劑液を噴霧機で撒布するがよい。

◆葉鞘變色莖の摘採

螟蟲第二化期の驅除は葉鞘變色莖の摘採が最も効果が多い。此の時期には孵化當初の幼蟲が一つの莖に多數喰入つて加害するから、一本切り採れば數十乃至百數十の蟲を驅除することが出来るが、この時期を過ぎると分撒して十數本の莖に喰ひ入るから被害は非常に増加するのである。この一莖に多數が喰ひ入つて居る際は葉鞘の表面が黄褐色に

變色してゐるのでこれを葉鞘變色莖といふ。

葉鞘變色莖摘採の時期は八月下旬から九月上旬でこの間に二回の摘採を行ふことが肝要である。

◆水稻晩期追肥

水稻の晩期追肥(穗肥)が其の増收を齎らすことは周知のことであるが、其の時期と分量に充分注意しなければ、有害無益の結果を招くことが多いから特に留意せねばならぬ。今年苗代期に稻熱病の發生が激甚であつて、本田に於ても警戒を要する地區が多いので格別氣をつける必要がある。

本年の穗肥は硫安反當平均七百匁を配給されるが、技術者の指導を受けて施用することが肝要である。(農務課)

雜穀を増産して食料確保へ

大東亞戦争の苛烈凄愴なる現段階に於ては、國民主要食糧は斷乎國內に於て自給しなければならぬ。依つて政府に於ては應急食糧増産計畫を樹立し、第八十二帝國議會の

協賛を経て強力に之が實現に邁進してゐるのであつて、本縣への大豆、蕎麥、粟等の雜穀の増殖割當は不作付畑、燒畑、切替畑、伐木跡地、河川敷、空荒廢地、輪作改善等によつて一千五百三十七町歩、及び桑園、陸稻、甘藷畑等への周圍作、間作によつて四千五百七十五町歩の割當をなされてゐる。各位はあらゆる障礙を突破して國家に應へられるやう切望する次第である。

因にその獎勵施設は次の通りである。

一、種子購入助成全額補助の見込である。即ち

大豆 反當 壹圓六拾錢以内

蕎麥 同 壹圓四拾五錢以内

粟 同 貳拾錢以内

二、伐木跡地、河川敷、荒地、工場建築豫定地、耕作廢止畑等を利用して雜穀類を作付する爲、整地等に要する費用に對しては反當拾五圓以内。

但し耕作廢止畑に付ては反當七圓五拾錢以内の見込。

(農務課)

◎ 行旅死亡人

岡山市長ニ於テ行旅死亡人左記ノ通取扱ヒノ旨通知有之候ニ付心當ノ向ハ直接關係市長宛照會相成度

一本籍住所身分職業氏名年齢

自稱本籍 靜岡縣濱名郡河輪村以下不詳

住所 不定 無職 中山 弘 當二十六年

一 性別 男子

一人 相 身長五尺二寸位、肉瘦セ、顔細長、色青

黒、頭髮長ク、目口耳普通

一 着 衣 乙號型國民服、白ベンベル襯衣ヲ着ス

一 特 徴 ナ シ

一 所持品 ナ シ

一 死亡別死亡日 病死(肺結核)昭和十八年六月十五日

午後三時五分

一 死亡ノ場所 岡山市北方六七九番地岡山市友樂園

一 其ノ他參考事項 自稱本籍地村長ニ照會シタルモ該當者ナシ